

公立大学法人宮崎公立大学処務決裁規程

平成19年4月1日
規程第35号

(趣旨)

第1条 理事長の権限に属する処務の決裁については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 副理事長、理事、事務局長、学部長、附属図書館長、地域連携・防災研究センター長、学生部長、教務部長及び課長の職にある者（以下「専決者」という。）が、この規程に定める範囲の事項について、常時理事長に代わって意思決定を行うことをいう。
- (2) 代決 理事長又は専決者が不在のときは、一時その者に代わって意思決定を行うことをいう。

(専決の制限)

第3条 この規程に定める事項であっても、特に重要又は異例と認められる事務については、上司の指示を受けなければならない。

(代決の制限)

第4条 特に重要又は異例と認められる事務については、代決することができない。ただし、あらかじめその処理について上司の指示を受けたもの又は特に緊急を要するものは、この限りでない。

(代決事務の報告)

第5条 代決した事務については、速やかに上司に報告しなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

(専決事項)

第6条 副理事長、理事、事務局長、学部長、附属図書館長、地域連携・防災研究センター長、学生部長、教務部長、企画総務課長、学務課長及び学生支援課長の専決事項は、別表のとおりとする。

(事務の代決)

第7条 理事長が決裁すべき事務については、副理事長が代決する。

- 2 学長専決事項、学部長専決事項、附属図書館長専決事項及び地域連携・防災研究センター長専決事項については、事務局長を第1次代決者とし、事務局次長を第2次代決者とする。
- 3 本学に副学長が設置されている場合における学長専決事項の代決者に係る前項の規定の適用については、同項中「事務局長」とあるのは「副学長」とし、「事務局次長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。
- 4 事務局長専決事項については、事務局次長を第1次代決者とし、企画総務課長を第2次代決者とする。
- 5 学生部長専決事項については、事務局長を第1次代決者とし、学生支援課長を第2次代決者とする。
- 6 教務部長専決事項については、事務局長を第1次代決者とし、学務課長を第2次代決者とする。
- 7 課長専決事項については、主務課長補佐を第1次代決者とし、主務係長を第2次代決者とする。
- 8 第2次代決者は、第1次代決者が不在の場合であって、急施を要する事務に限り、行うものとする。

(決裁の経由)

第8条 学長の決裁を受けようとするときは、副学長、学部長及び事務局長を、学部長、附属図書館長、地域連携・防災研究センター長、学生部長及び教務部長の決裁を受けようとするときは、事務局長を経由しなければならない。

(特例)

第9条 この規程に定める専決事項であっても、異例又は重要と認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表

学長専決事項

- 1 軽易な事業の計画に関すること
- 2 大学の教育・研究（役員会、経営審議会及び教育研究審議会の所管事項を除く。）に関すること
- 3 教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教授等」という。）の兼職等の承認に関すること
- 4 教授等の職務に専念する義務の免除の承認に関すること
- 5 副学長、学部長、附属図書館長、地域連携・防災研究センター長、学生部長及び教務部長の休暇等の承認及び欠勤の処理に関すること
- 6 教授等の市外旅行命令に関すること
- 7 教授等の休職処分（心身の故障の場合に限る。）に関すること
- 8 教授等の育児休業の許可に関すること
- 9 教授等の組合休暇の許可に関すること

事務局長専決事項

- 1 定例の告示、公示に関すること
- 2 他の機関からの連絡、通知、報告等に関する軽易な事項の処理に関すること
- 3 役員会、経営審議会及び教育研究審議会に提出する軽易な議題に関すること
- 4 公印の新調、改刻及び廃棄の決定に関すること
- 5 事務引継書の確認に関すること
- 6 職員（教授等を除く。）の兼業許可に関すること
- 7 職員（教授等を除く。）の休職処分（心身の故障の場合に限る。）に関すること
- 8 職員の育児休業の許可に関すること
- 9 臨時的任用職員の任免に関すること
- 10 課長以下の職員の研修に関すること
- 11 職員の時間外労働及び休日労働に関する協定の締結に関すること

- 12 職員の職務に専念する義務の免除の承認に関する事
- 13 職員の組合休暇の許可に関する事
- 14 学生の募集方法に関する事
- 15 学長及び教授等の住宅の入居に関する事
- 16 課長の休暇、欠勤等に関する事
- 17 課長以下の市外旅行に関する事
- 18 課長の時間外勤務等の命令に関する事
- 19 課長の市内旅行に関する事

学部長専決事項

- 1 教授等（学部長、附属図書館長、地域連携・防災研究センター長、学生部長及び教務部長の職にある者を除く。以下次号において同じ。）の休暇、欠勤等に関する事
- 2 教授等の市内旅行命令に関する事
- 3 教授等の休講の許可に関する事
- 4 教育課程の編成及び時間割に関する事
- 5 教授等の休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関する事

附属図書館長専決事項

- 1 図書館資料の選定に関する事
- 2 図書館資料の寄贈及び寄託の受入れに関する事

地域連携・防災研究センター長専決事項

- 1 地域連携・防災研究センターに係る調査研究課題の選定に関する事
- 2 地域連携・防災研究センターに係る資料の寄贈及び寄託の受入れに関する事

学生部長専決事項

- 1 奨学生の推薦の決定に関する事
- 2 学生の就職に係る推薦の決定に関する事

教務部長専決事項

- 1 非常勤講師の選考に関する事

課長共通専決事項

- 1 成規又は定例による軽易な申請、諸届、諸報告及び通報の処理に関する事
- 2 軽易な調査、照会、督促、回答、通知に関する事
- 3 軽易な又は成規による証明書の附与に関する事
- 4 軽易かつ定例の各種統計の作成処理に関する事
- 5 所属職員の市内旅行命令に関する事
- 6 所属職員の休暇、欠勤等の処理に関する事
- 7 所属職員の休日の振替及び半日勤務時間の割振りの変更に関する事
- 8 所属職員の時間外勤務等の命令に関する事
- 9 その所管に係る諸証明の交付に関する事
- 10 その所管に係る未収納金の処理及び小口現金の保管通知に関する事

企画総務課長専決事項

- 1 職員の諸手当等の認定、支給に関する事
- 2 給与の支出命令に関する事
- 3 軽易な登記事務に関する事
- 4 自動車の運行に関する事
- 5 施設使用の許可に関する事
- 6 督促状の発付に関する事
- 7 納入催告状の発付に関する事
- 8 督促状等の公示送達に関する事
- 9 学納金の納入及び納入猶予に関する事
- 10 学納金に係る過誤収納金の還付に関する事

学務課長専決事項

- 1 教務に係る軽易な事務に関する事
- 2 入試広報に係る軽易な事務に関する事

学生支援課長専決事項

- 1 学生支援に係る軽易な事務に関する事
- 2 就職支援に係る軽易な事務に関する事
- 3 国際交流に係る軽易な事務に関する事